

理念・支援方針		利用者本位のサービスを提供します。「利用者本位」とは、過剰な介護サービスや福祉用具の利用を提供するのではなく、ご本人の力を引き出すことが障害者総合支援法の目的であることを意識しています。 「常に利用者の心に寄り添い、一緒に悩み成長しましょう」	
営業時間		8時45分 から 17時30分 まで	送迎実施の有無 あり なし
支援内容			
本人支援	健康・生活	<ul style="list-style-type: none"> ・来所時はバイタルサイン、一般状態の観察を行い、一人一人の健康状態を把握します。 ・医療的ケアが必要な場合、医師の指示書をもとに安全に過ごせるように日々確認を行いながらケアを実施します。 ・健康で安全な生活が送れるよう支援します。 	
	運動・感覚	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢と運動・動作の向上、動作の補助的手段の活用及び日常生活動作の習得に向けた支援を行います。 ・自分で持っている感覚の総合的活用(代行手段や感覚の特定への対応) 	
	認知・行動	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の認知の特定を理解し、認知機能の発達を促すために制作活動や身体遊びなどを取り入れ支援します。 ・行動障害への予防、適切行動への支援を行います。 	
	言語 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な合理的配慮のもと言語の形成、活用、言語の受容及び意思表示の支援をし主体性を育てます。 ・人との関りによるコミュニケーション能力の向上、コミュニケーション手段の選択と活用の支援をします。 	
	人間関係 社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との関り、人間関係の形成、自分の行動の特徴の理解、気持ちの調整ができるよう支援します。 ・集団活動に参加することで手順やルールを守ることを理解できるよう支援します。 ・楽しい活動を通して充実した時間を過ごし、将来に向けてその子らしい成長をしていけるよう支援します。 	
家族支援		課題の聞き取りや情報共有を行います。	移行支援 移行先との支援内容、支援方法の共有伝達を行います。
地域支援・地域連携		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを取り巻く機関との情報連携、共有を図ります。 ・散歩や買い物など外出することにより生活の幅を広げます。 	職員の質の向上 各種研修への参加
主な行事等		納涼祭、クリスマス会他	

